

〔写〕

日本高野連発第5073号
平成8年7月3日

県高等学校野球連盟

会長 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会長 牧 野 直 隆

高校野球におけるインターネットの問題点

近年マルチメディアの急速な普及で、高校野球を題材にしたインターネット・ホームページの開設が見受けられるようになりました。特にこれから始まる夏の高校野球選手権大会に関連して、さらに件数は増える見込みです。

インターネットは国内各地はもとより、海外からも手軽にアクセスが可能で、本来の情報伝達目的とともに広報やPRには効果の高いメディアとして注目されています。

ところで、現在のシステムでは、インターネットのホームページは誰でも制作でき、登録さえすれば世界に情報の発信が可能であるが、必要な規制がまだ十分定まっていない状況です。

このため、新聞や放送などで、これまで適用されている倫理規定や広告の自主規制のようなルールはまだありません。

そこで、高校野球としても、これまでの広告の取り扱いなどを参考に、インターネットに関する取り決めや、要望事項を至急整備する必要があります。当該校ないし高等学校野球連盟がどこまで強制力を及ぼすことができるか、今後共継続した検討が必要です。

つきましては、貴連盟および加盟校野球部に関連したインターネットが制作されるときは次の項目に留意されるよう、ご指導ください。当面は弾力的な取扱いをしながら、高校野球との適正な関係を煮詰めることにしたいと存じます。

なお、インターネットの応用についてまだまだ不明な点がありますので、参考事例がありましたら、当連盟までお知らせください。

高校野球におけるインターネットの留意事項

1. 基本的には①大会の主催者が制作するもの、②加盟校自らが制作するもの、③第三者が制作するものとの扱いが異なることになる。ただし、④新聞や放送などのように、報道を本来の目的としたものは別扱いとする必要がある。

③が開設するホームページでは、高校野球の健全な発展が疎外されるものでないか留意し、もし不適当な表現や掲載があるときは、当該高校と関係高等学校野球連盟が協力して修正または中止を求めることとする。

また、③については、日本高等学校野球連盟の承認を原則とする。日本高等学校野球連盟は以下の点を考慮して判断する。ホームページ開設の目的や企画内容とともに、営利目的に利用されていないか、興味本位の内容になっていないか、使用する写真、映像、資料など、他人の著作物に対し、正しい使用手続きが取られているか、を確認する。

2. ①②④といえども、指導者や選手、部員の名前やメッセージ、写真などと同一画面上での広告掲示は認められない。

3. 高校野球の試合結果速報など、高校野球そのものの情報提供以外に各種イベントやキャンペーンのPRなど、他の目的に高校野球が関わる映像や音声を使用する場合は、当該高等学校および所属都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟の同意を必要とする。

4. ホームページに掲載する高等学校野球に関する情報は、正確を期したもので、個人のプライバシーを侵すような興味本位な内容は認めない。

5. 優勝校予想クイズや大会のホームラン数を予測するなどのクイズは、高校野球の目的に沿わないもので、賞品の有無にかかわらず、好ましくない。このようなクイズを企画したインターネットがあれば、主旨を説明して中止するよう、理解を求める。

以上